

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月30日

住 所 名古屋市中村区名駅
一丁目2番4号

事業者名 名古屋鉄道株式会社
代表者名（役職名及び氏名）代表取締役社長 高崎 裕樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

1日あたり平均利用者数が3千人以上の駅および2千人以上で自治体が定める基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅において、エレベーターなどの整備により、乗降場ごとに、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する通路を1以上確保し、段差の解消に努めてきた結果、段差が解消されている駅は2024年度末時点で約97%です。今後も引き続き、用地制約等により実施困難な駅を除き、移動等円滑化の促進に関する基本方針に則り、国及び地方自治体からの補助が認められた駅から順次、バリアフリー化を推進します。あわせて、すでに段差が解消されている駅においても、必要に応じて、駅の状況や駅周辺の整備計画等を踏まえ地元市町と協議し、さらなるバリアフリー化の対応を検討します。

また、公共交通移動等円滑化基準に適合した新造車を順次導入していくとともに、大規模改造する車両についても、基準に適合させ、バリアフリー化を推進します。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①駅員配置駅においては、高齢者や障害者等お困りの方がいらっしゃれば、駅係員が可能な限り積極的にお声かけをし、駅構内での移動や列車の乗降のお手伝いを実施します。駅員無配置駅においては、お客さまからご連絡があれば、管理駅から駅係員を派遣し乗務員と連携して速やかに列車乗降のお手伝い・見守り・ご案内を実施します。
②お客さまのホームの安全確保を確実に実施するための教育を引き続き実施します。

また、心のバリアフリーに関する係員の意識のさらなる醸成および障害の状況に応じた対応方の向上に資する研修を継続的に実施します。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
上豊田駅	障害者対応型エレベーター等の設置 (2024～2027 年度)
中小田井駅	エレベーターの基準適合化等 (2024～2025 年度)
下小田井駅	傾斜路の基準適合化等 (2024～2028 年度)
森下駅	障害者対応型エレベーター等の設置 (2025～2027 年度)
妙興寺駅	障害者対応型エレベーター等の設置 (2025～2027 年度)
9500系	基準に適合した新造車両5編成(20両)を導入 (2025 年度)
9100系	基準に適合した新造車両5編成(10両)を導入 (2025 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備の定期点検	エレベーター、エスカレーター等の駅設備および車両について、点検を定期的実施し、機能の維持に努めます。(2025 年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
段差昇降の支援、声かけ、誘導案内等	駅員配置駅においては、高齢者や障害者等お困りの方がいらっしゃれば、駅係員が可能な限り積極的にお声かけをし、駅構内での移動や列車の乗降のお手伝いを実施します。駅員無配置駅においては、お客さまからご連絡があれば、管理駅から駅係員を派遣し乗務員と連携して速やかに列車乗降のお手伝い・見守り・ご案内を実施します。(2025 年度)
人員配置の工夫	障害者の方のご利用が多い駅など、駅によっては、お客さまの介助・見守り等を専門的に実施する駅係員を配置したり、時間帯によって近隣駅の駅員を配置したりするなどして、旅客支援に対応できる体制を整えています。(2025 年度)
障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	「サービス介助士」の有資格者を、駅員配置駅の 90%以上に配置します。(2025 年度)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
文字・音声による情報提供の拡充	豊橋駅・伊奈駅・中京競馬場前駅・堀田駅・三河八橋駅・竹村駅・上挙母駅・梅坪駅・越戸駅・平戸橋駅・上豊田駅・三好ヶ丘駅・黒笹駅・米野木駅・太田川駅・常滑駅・上小田井駅・新鵜沼駅・喜多山駅・尾張瀬戸駅（2025年度）

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	運輸初等科及び鉄道車掌科において、「サービス介助士」資格を所持する社内講師により、「接遇ハンドブック」（社内資料）を用いた学科講習と、車いす、白杖を実際に使用した実技講習を行います。（2025年度）
障害者が参画する研修の実施	障害当事者による講話を研修カリキュラムに組み込んで実施します。（2025年度）
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	駅係員・乗務員の「サービス介助士」の取得を推進します。（2025年度）

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発ポスターの掲出	主要駅において啓発ポスターを掲出し、情報を発信します。（2025年度）

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業本部計画部事業計画課を、バリアフリーを一体的に進める主管部署と位置づけ、バリアフリー化を推進します。 ・公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供の充実に努めます。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
上豊田 下小田井駅	計画対象期間の変更 計画対象期間の変更	計画の見直し 計画の見直し

V 計画書の公表方法

<p>・インターネットにより公表しています。 名古屋鉄道ウェブサイト https://www.meitetsu.co.jp/profile/barrier-free/</p>
--

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。